



JUANDA 登録更新講習機関 運営支援サービスのご案内

2025年5月27日

時間	プログラム	担当者
15:00~15:05	開会挨拶	JUIDA理事・事務局長 熊田 知之
15:05~17:00	<ul style="list-style-type: none">● 登録更新講習制度について<ul style="list-style-type: none">・ 登録更新講習とは・ 登録更新制度に係る法令・関連資料の概要● JUIDA登録更新講習機関運営支援サービスのご案内<ul style="list-style-type: none">・ 登録更新講習機関運営支援サービスの概要・ 従来サービスとの主な違い● 本サービスにおける集客支援サービスについて<ul style="list-style-type: none">・ 集客支援サービスの概要・ 集客支援サービスでJUIDAが提供する情報の詳細・ 集客支援サービスの活用例● 本サービスの料金・契約フローについて<ul style="list-style-type: none">・ 本サービスの料金・ 本サービス契約フロー・ 本サービスの規約説明・ 今後のスケジュール	JUIDA事業推進部 担当部長 田口直樹

登録更新講習制度について

- 登録更新講習機関に関する要点、および主な留意点は以下の通り。
 - ✓ 技能証明の有効期限は3年間である。技能証明の更新には「無人航空機更新講習」の修了が必要であり、登録講習機関が「無人航空機更新講習」を実施するには「登録更新講習機関」として登録される必要がある。
 - ✓ 「登録更新講習機関」として講習事務を開始するためには、講習事務の開始までに「登録の承認」と「事務規定の届出」が必要である。
 - ✓ 登録更新講習機関のマルチローターの講師要件として、**技能証明の取得が求められていること**（従来の経過措置は撤廃されていること）に注意。
 - ✓ 2026年1月以降に現在の技能証明の有効期限が失効する。登録更新講習機関の登録を検討している講習団体は、早期にJUIDAの提供するサポートサービスに加入し、登録更新講習の準備を進めていくことを推奨する。（サポートサービス自体は、2025年7月頃リリース予定）

- 更新講習機関の登録手続きで参照すべき法令・関連資料は以下。
- これらを自力で理解し、手続きを進めるには**かなりの労力がかかる**。

□ **無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令**

：登録講習機関、登録更新講習機関の制度の詳細を規定する

□ **登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示**

：登録更新講習機関の講習のやり方、置くべき設備/施設を定める

□ **登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領**

：登録更新講習機関の申請のやり方や提出書類、事務規程に書くべきこと、省令や告示の内容を噛み砕いた解釈などを記載している

□ **登録更新講習機関の事務手続きに関するガイドライン**

：取扱要領の申請の手続きに関わるところをより詳細に記載したもの、提出先や提出物の詳細について記載している

□ **事務規定**

：登録更新講習機関は機関ごとに事務規程を定めてそれに則って講習を行う必要があるため、作成の参考としてサンプルを設けている

JUIDA登録更新講習機関運営支援サービスのご案内

- JUIDAが現在検討しているサービスは以下の6つである。
- 従来のサービスに「集客支援サービス」が加わった。



養成講座

従来サービスと同様、講師養成講座と管理者養成講座を開講



ひな形提供

JUIDAが作成した規定類のひな形（届出関係に必要な書類）を提供



監査

毎事業年度、オンラインで監査を実施



ウェビナー

ウェビナーを開催し、航空局の告示などの更新機関に係る情報を不定期で発信



Q&A対応

サポート会員様からの質問にJUIDAが逐一返答する



集客支援 <追加>

JUIDAアーカイブサイトやメール配信を活用した、更新講習機関の集客サポート

- 従来サービスと本サポートサービスの主な違いは以下のとおりである。

	国家ライセンススクール 運営支援サービス	登録更新講習機関 運営支援サービス
テキスト	JUIDAが指定したテキストを使用	国土交通省が指定した テキストを使用
実地講習	生徒全員が受講	一部の停止処分者のみが受講
監査	毎事業年度、監査を実施し 3年ごとに実地監査	毎事業年度、監査を実施するが実地 監査は省略
集客	JUIDAからのサポートはない	JUIDAアーカイブサイトや メール配信を利用した集客支援
年間利用料	サービス利用料 36万円/年（税 抜）+ 各種利用料	サービス利用料 48万円/年（税抜） + 各種利用料（テキスト代無） （料金詳細は後ほど説明）

■ 本サービスにおける集客支援サービスに関して

本サービスに係る前提

- 更新講習受講料は1万円程度であり、採算をとるには多くの受講生の獲得が必要。
- 更新講習未実施のスクールは、更新講習を受けたい卒業生の対応に迫られる。

本サービスの概要



JUIDAから更新講習の情報を提供

- ① JUIDAアーカイブサイトへのサービス加入スクール情報の掲載
- ② JUIDAニュースレターを通じた全会員への講習情報の周知
- ③ 認定スクールへの更新講習リマインドメール一斉配信

- ✓ サービス加入スクールは、より多くの受講者を獲得できる
- ✓ 本サービス未加入のスクールも卒業生の更新講習を受講をサポートできる

本サービスでJUIDAが提供する情報及び集客サービスの詳細 **転送・転載禁止**

- 本サービス契約スクール情報を以下のイメージでJUIDAから提供予定。
- 契約スクールはJUIDAを介して更新講習情報を告知することが可能になる。
 - 契約スクール様には、更新講習情報の提供をお願いする予定。

提供する情報の例

- ✓ 契約スクールの所在地及び周辺図
- ✓ 更新講習の料金
- ✓ 受講可能な講習（一等・二等及び一等等）
- ✓ 講習開催日時
- ✓ 講習申し込み方法

受講するスクールを選択する際に必要な、**更新講習に関する詳細な情報**を提供する
⇒ **契約スクールの集客のサポートにつながる**

提供手段

JUIDA アーカイブサイト

JUIDAアーカイブサイト（認定スクールが閲覧可能）に契約スクールの基本情報及び更新講習情報を掲載

認定スクールがいつでも契約スクールの更新講習情報に**アクセス可能**になる

JUIDA ニュースレター

契約スクールの更新講習情報をJUIDAニュースレターに掲載することで、**定期的にすべてのJUIDA個人会員へ**配信する

全てのJUIDA個人会員（約2万5千人）に更新講習情報を配信することができる

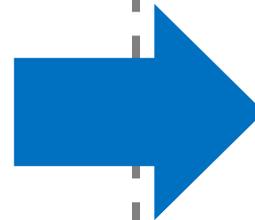
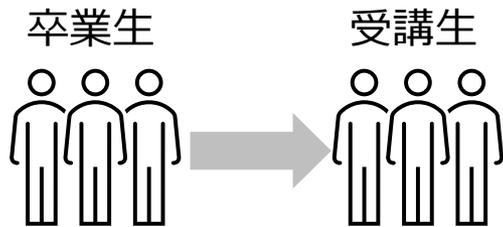
認定スクールへのメール一斉送信

開催の迫る契約スクールの更新講習情報を、全ての認定スクールにリマインドメールで配信する

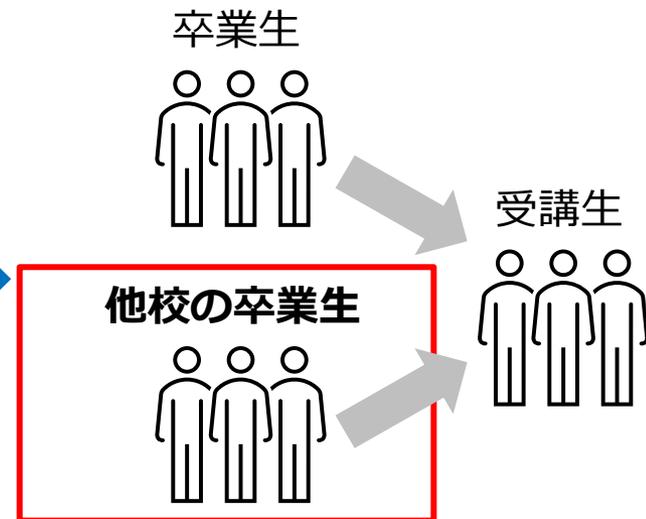
全ての認定スクール（207校）に更新講習開催情報をリマインド可能

- 一般的に採算がとりづらい更新講習だが、本サポートを活用すれば採算性の確保ができる可能性が高まる。

一般的な更新講習機関



サポート加入

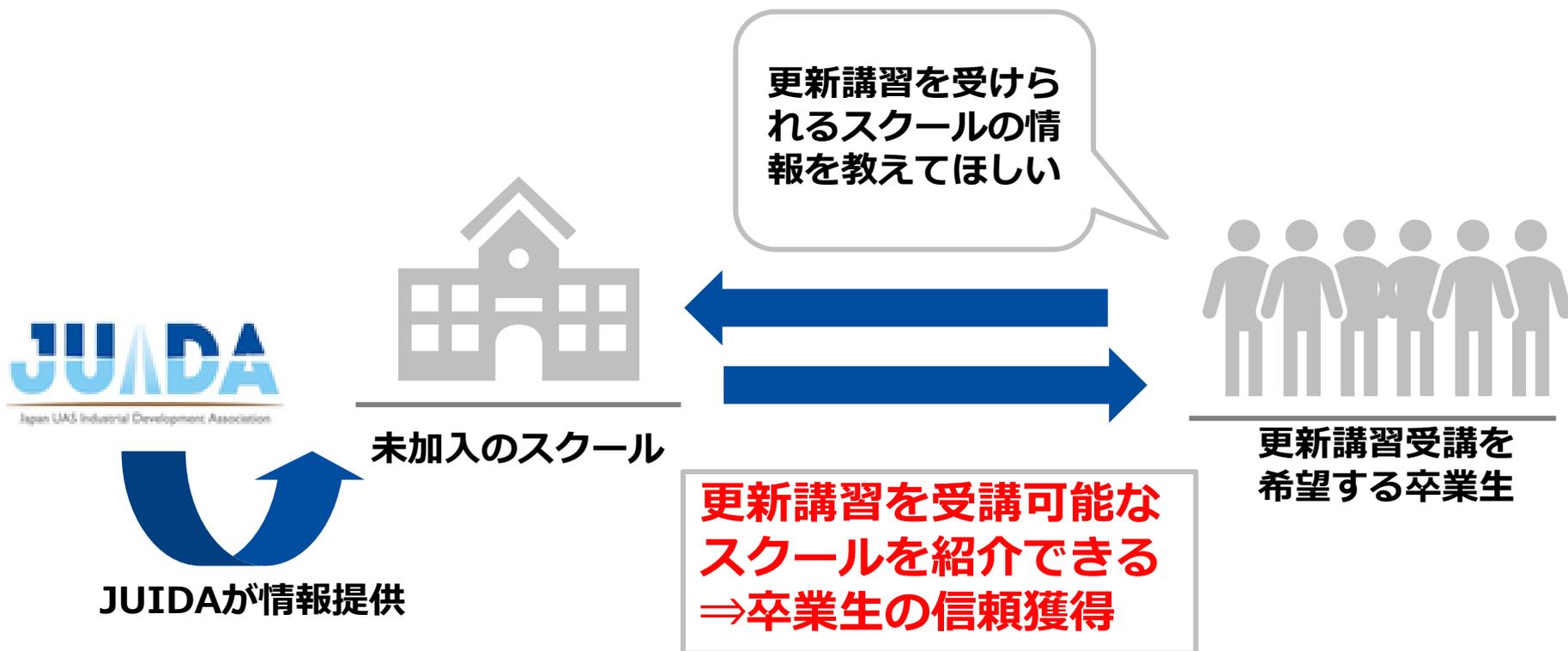


- ✓ 更新講習の主な受講者は**自校の卒業生**
- ✓ **卒業生のみで採算をとるのは難しい**
(受講料は1人当たり1万円程度)

**卒業生以外の受講者を
集客する必要がある**

- ✓ JUIDAの紹介で**他校卒業生を集客可能**
採算が取れる可能性が高まる

- 未加入のスクールにも、更新講習の受講を希望する卒業生に他のスクールの紹介が可能となる点で、メリットがある。



■ 本サービスの料金&契約フローについて

■ 本サービスの料金とその内訳は以下の通り。

	サポート名称	サービス内容	提供価格(円・税抜)
年間利用料	監査	登録更新講習機関に対し毎事業年度監査を実施する	48万円/年
	ひな型提供	各スクールへ規定類のひな型（届け出関係に必要な書類）を提供する	
	集客支援	各スクールの集客をJUIDAアーカイブサイトやメール配信を利用して支援する	
	Q&A回答	スクールからの質問事項に逐一答える	
スポット利用料	講師養成講座（座学）	各スクールへ座学の講師養成講座を行う	10万円/1人
	講師養成講座（実技）	各スクールへ実技の講師養成講座を行う	
	管理者養成講座	各スクールへ管理者養成講座を行う	2万円/1人
	行政書士手続代行	行政書士が登録及び届出手続きを代行する	2等のみ 25万円 1等・2等両方 35万円

- ✓ 本サービスでは、JUIDAのテキストではなく、国交省のテキストを用いる
- ✓ 集客支援が追加された関係上、年間利用料が48万円となっている
- ✓ スポット利用には、別途申し込みが必要となる

- 本サポートサービスへの加入ご希望のスクール様は、以下の流れで手続きを進めていただく必要がございます。

<5月末> ①加入意向アンケート②FAQを認定スクールへ一斉送信

加入意向アンケートの提出

サービスご加入希望のスクール様は、JUIDAから5月末に送信予定の**加入意向アンケート**にご回答ください。

上記アンケートで契約希望の方へ

①サービス利用規約②サービス利用条件③同意書がメールで送付される

<7月頭に送信予定>

必要書類の確認・記入

1. ①サービス利用規約、②サービス利用条件を確認
 2. ③サービス利用規約同意書に記入捺印
- ※①～③は、仮申し込みを行ったスクール様へメールにて送付予定

書類の提出

③を、JUIDAメールアドレス（juida-support@uas-japan.org）へ送信

JUIDAが所定の審査に基づき申請の承認を判断

JUIDAからの承認メール受領

JUIDAから本サポート入会の承認をお知らせするメールが送信される
⇒**これにより、本サポートの契約完了となる**

(※) 本サポートへご加入いただくには、JUIDA認定スクールである必要がございます。

本サービス契約に係る今後のスケジュール

転送・転載禁止

- 本サービス契約のアンケートによる契約意思表示は6月上旬～6月末をめぐりに行っていただく。
- 契約承認メール送信およびサービス提供開始は7月の予定。



- ✓ 早期にサービスご加入希望のスクールは、お早めに社内検討をお進めください。
 - ✓ アンケート回答により本契約が成立するわけではありません。
 - ✓ **契約を検討されるスクールは、必ずアンケートへの回答を行ってください。**
- ✓ アンケートの回答期限を過ぎてもお申し込みは可能ですが、時期が遅れますとJUIDAの対応が遅れる場合があることをご了承ください。
 - ✓ **7月にサービス利用を希望される場合は、6月末をめぐりに仮申し込みをお済ませください。**
- ✓ 年間利用料のお支払いは、同意書提出後に行っていただきます。お支払いが確認できない場合はウェビナー聴講などをサービスをご利用いただくことはできません。
- ✓ 更新制度・本サービス契約に係るご質問事項は、juida-support@uas-japan.orgまで。

- サービス加入時に、サービス利用規約への同意が必須となっている。
- サービス利用規約の概要は以下の通り。

◆ サービス利用規約について

- ✓ サービス概要、サービス利用者要件、契約の成立・更新、利用者の権利、利用者の責務、年間利用料などが記載されている
 - ✓ 利用料の支払い期限は、利用開始日及び更新日から一か月以内
 - ✓ 契約期間は一年であり、解約がなければ毎年自動更新される
 - ✓ サービス利用のためにはJUIDA認定スクールである（年会費や認定スクール更新費なども全てお支払い済みの法人に限る）必要がある
- ✓ サービス利用規約の他、サービス利用条件にも目を通していただきたい
- ✓ 利用規約の詳細については、同意書に記入捺印にあたって、各スクール様にご確認をお願いしたい
 - ✓ **旧サービス時の利用規約から変更点がある**ため、いずれのスクール様にも利用規約をよくご確認していただきたい

- JUIDA登録更新講習機関運営支援サービスに係る今後のスケジュールは以下を想定している。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録届出手続きに係るウェビナー開催	▶								
各スクール様が登録申請を開始	▶								
各スクール様が届出提出を開始		▶							
講師養成講座・管理者養成講座開始		▶							
登録更新講習機関としての運用開始			▶						
新技能証明発行								▶	

- ✓ 実地監査に係るウェビナーは6月中
(航空局から改正版の通達が発表され次第) に開催予定。